第24期 軽井沢町農業委員会 第26回 総会議事録

発言者	内容			
	(開会:13時30分)			
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第26回総会を 始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。			
市村初仁会長	委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まず最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、長野県内は感染レベル6が継続されています。8月に入りまして、1日には台風の接近もあり大雨警報が発令され一時的な豪雨もございました。その後、日本海側に停滞する前線の影響により天候が変化する日が続いてはおりますが、このような状況下でも日々農作業に従事する皆様の心中をお察しいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。国の農業に関する調査の統計結果からも年々、農業従事者が減少しているのが現在の状況でございます。限られた人材でいかに農地を集約して将来的な農地保全につなげていくか、この課題が農業委員会で解決していく最大のテーマであることを再認識していただき、各地区での見回り等の現場活動を最適化活動の根本的な考えであることをご理解ください。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第26回総会を開催いたします。			
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽 井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうこと になっておりますので、よろしくお願いします。			
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。			
青木事務局長	農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本雄樹委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。 遠山推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。			
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則 第14条の規定により、議席番号5番の荒井龍介委員と議席番号9番の小宮山忠 市委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願い			

	ます。
青木事務局長	「事業報告の説明」
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。 事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、 事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第1号番号1について説明をいたします。次第5ページ、補足資料1ペーシ から12ページ、をお願いします。でございます。申請人は、 、、にがある、ですの
	は、、、、地目は、はのを
	円、

次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、 問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農 条件への支障について、被害除措置が提出されており、問題ございません。 また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではございません。以上により 議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号 番号1について担当委員より説明願います。はい、井出推進委員 推進委員の井出が議案第1号番号1について説明します。\_\_\_\_\_ 委 員 と とが に を行いました。申請 地は補足資料の3ページに位置図が示されています通り、\_\_\_\_\_を \_\_\_に\_\_\_、\_\_\_\_としては、 \_\_の\_\_\_となりました。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_を\_\_\_\_、申請地は \_\_\_として\_\_\_しております。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_で、そのうちの \_\_\_\_\_を\_\_\_\_として\_\_\_\_\_をいたしました。\_\_\_\_\_には \_\_をされ、\_\_\_\_\_には\_\_\_が\_\_\_\_\_にすると\_\_に、\_\_\_\_\_ \_や\_\_\_\_、\_\_、、\_\_につきましては、それぞれ\_\_\_\_をして\_\_\_に \_\_\_\_が\_\_\_\_\_\_にするとのことです。そして\_\_\_\_\_\_の\_\_\_\_は \_\_\_とおり\_\_\_\_として\_\_\_されるとのことです。\_\_\_\_\_ は\_\_\_よ り\_\_\_\_として\_\_されており\_\_\_はもちろん、\_\_\_を考えてい にといって、これに思われま した。 には はなく はないのではないかと判断いたしました。皆様の ご審議をお願いいたします。 市村初仁議長 ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。 委 員 なし 青木事務局長 ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの 事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願い します。 委 員 なし 市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第1号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。 委 員 挙手

市村初仁議長

ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。

青木事務局長

議案第1号番号2及び議案	第3号番号1つい	てご説明します。	次第5ペー	ジ及び
7 ページ、補足資料 13 ペー	ージから 24 ページ	、27ページから	38ページを	お願い
します。	でございます。		_となる為、	4条と
5条の申請が必要となりま	きす。まず4条申請	ですが		
に住所がある	です。申請	の所在地は、		
`` `	_、地目は、	は、_		
	地目は、	は、_	で	を
するものでございます	•			
場所でございますが、補足	上資料 15 ページに(	立置図がございる	<b>ますが、</b>	<u></u> の
\	となります。	でござ	いますが、	で
あるは				
であることから_				
ります。が	しているも	\	との	での
でに	<u>を</u>	したいものい	ます。	
町の用途地域区分は第				農地
になります。続いて				
なる為、に	も行います			
が、				
はのと				
となります。それでは農地	転用の一般基準に	ついて説明させ、	ていただきま	す。
ハンドブック4-20ペー	-ジになります。( <i>)</i>	農地法第5条第	2項第3号)	の資
力・信用については、	、が_	となり言	ます。資金の	調達方
法ですが、と				
ざいます。利害関係につき	まして、抵当権等に	は設定されており	りません。次	に(施
行規則第57条第1号)の	申請地の利用の迅	速性ですが、工事	事計画では許	可後か
ら令和_年_月日まで	が工事期間となっ	ております。次に	こ(施行規則	第57
条第2号) 他法令の許認可	「等については、該	当ありません。₹	欠に(施行規	則第5
7条第2号の2)行政庁と	の法定協議につい	ては、町の地域塾	整備課、環境	課、上
下水道課、農林振興係とは	は協議済みです。次に	こ(施行規則第5	5 7 条第 3 号	)の農
地等以外の土地利用見込み	はないので該当し	ません、次に(旅	运行規則第5	7条第
4号)の申請地の計画面積	については、現地の	の状況や配置図を	≥見る限り問	題無い
と思われます。				
次に(施行規則第57条第	5号) の土地の造成	のみを目的とし	ておりません	しので、

問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農 条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。 また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議 **案第1号番号2及び議案第3号番号1については許可できない場合に該当しま** せん。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1 号番号2及び議案第3号番号1について担当委員より説明願います。 委 員 議席番号2番依田美和子が議案第1号番号2及び議案第3号番号1についてを 説明いたします。 \_\_\_\_\_に\_\_\_に\_\_\_、\_\_ \_\_\_\_、<u>\_</u>の\_\_\_で を行いました。場所はさきほど事務局説明のとおりです。 までは \_\_\_が\_\_\_を\_\_いましたが、その後は\_\_\_されることなく、 さ \_\_\_\_\_は\_\_\_\_になります。\_\_\_\_\_ れておりました。 \_\_\_\_に\_\_\_、こちらに\_\_\_\_\_はないこと、\_\_\_\_\_は\_\_\_ ができないことから、\_\_\_\_ になったとのことです。\_\_\_\_\_\_はありますが、\_\_\_がされていない\_\_と、 からの から はないと判断いたしました。以上の点から は ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。 市村初仁議長 ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。 委 員 ありません。 市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第1号番号2及び議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いし ます。 委 員 ありません。 市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第1号番号2及び議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方 は挙手願います。 委 員 挙手 市村初仁議長 ありがとうございました。 賛成全員ですので、議案第1号番号2及び議案第3号 番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2及び議案第3 号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番 号1及び2、「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」につい

て及び議案第3号番号2及び3農地法第5条第1項」ついてを議題にします。事 務局より説明願います。 青木事務局長 議案第2号番号1及び2議案第3号番号2及び3いてご説明します。 次第6・7ページ、補足資料 25ページから 26ページ、39ページから 57ペー ジをお願いします。 \_\_\_\_\_でございます。当案件については、\_\_\_\_\_が がそれぞれを受けておりますが、が ことや\_\_\_の\_\_\_\_を\_\_\_\_\_の\_\_\_\_である為、\_\_\_ をさせていただきます。場所は50ページをご覧ください。 より に ほど や に に しております。 に の議案第2号番号1及び議案第3号番号2を説明いた します。補足資料25Pに が記載されております。 の \_\_\_、\_\_\_は\_\_\_\_\_ですが、\_\_\_\_\_で\_\_\_\_で\_\_\_\_により \_\_\_として\_\_\_\_\_を\_\_\_をしたが、\_\_\_\_に\_\_\_での\_\_\_が\_\_\_となり、 \_を\_\_\_\_を\_\_\_を\_\_できなかったとのことでございます。\_\_\_\_\_も \_\_\_\_する\_\_\_もないことから\_\_\_\_\_ことは\_\_\_\_でございます。 \_\_\_\_\_である、\_\_\_\_、\_\_\_、との\_\_\_\_としたことに伴い、 を \_\_\_\_こととなりました。\_\_\_\_\_の\_\_ \_\_\_\_に\_\_\_がある\_\_\_\_、\_\_\_\_は\_\_\_、\_\_\_\_しておりますが、\_\_\_で の\_\_\_\_を\_\_\_があったことから、\_\_\_\_をすることとなりまし た。\_\_に\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_\_\_は\_\_\_ \_\_\_\_\_に\_\_\_に\_\_\_です。補足資料26ページに を記載しております が、\_\_\_\_\_に\_\_を\_\_\_ことを目的に\_\_\_\_ており ました。 のとおり、 が となり、また に ことも不 \_\_\_であること\_\_\_\_である\_\_\_\_との\_\_\_\_したことにより、 を\_\_\_\_することとなりました。\_\_\_\_\_\_はさきほどご説明した通りでござい ます。町の用途地域区分は第\_\_\_\_\_地域で、農地法による農地区分は、 第\_種農地になります。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_による\_\_\_\_となります。 それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。 ハンドブック 4 -20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用について は、\_\_\_\_\_が\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_が\_\_\_となります。 資金の調達方法ですが、\_\_\_\_\_で\_\_\_\_で\_\_\_\_が\_\_\_\_が\_\_\_されてございます。 利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第5 7条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和 年 月末までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法 令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振 興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利 用見込みはないので該当しません、

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土 地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5 条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農 地等はなく、該当いたしません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転 用ではありません。以上により議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び 3ついては許可できない場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号1及び2、議案第3号番号2及び3について担当委員より説明願います。 はい、依田委員 委 員 議席番号2番の依田美和子が議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3 についてを説明いたします。\_\_\_\_\_、\_\_、\_\_\_、推進委員の井出 さんと を行いました。さきほど事務局の説明にもありましたが、 \_\_\_、\_\_\_\_は\_\_\_\_\_しておりますの で、 であれば するところではありますが、 が で あることと、 が であることから を にさせていただきます。 場所はさきほど事務局説明のとおりです。\_\_\_\_\_ですが\_\_\_ が、 が \_\_を\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_し、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_により\_\_\_\_を\_\_\_す きなくなってしまったとのことです。の場所でしたがきれいに \_\_、\_\_\_\_が\_\_\_\_を<u>\_\_</u>た されていたようです。 いということで\_\_\_\_\_をして\_\_\_\_ということです。\_\_\_\_\_と\_\_\_は されているのでご確認ください。\_ を なのですが、 、こちらに を というこ とでをされたそうです。井出推進委員と協議の結果、もあり ませんので、特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく お願いいたします。 市村初仁議長 ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。 委 ありません。 昌 市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3についてご意見のある方 はお願いします。 委 員 なし

市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3につきまして採決を行いま す。賛成の方は挙手願います。 委 員 举手 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1及び2、議案第 市村初仁議長 3号番号2及び3を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3は、許可相当として 県知事に意見書を送付します。次に、議案第4号番号4「農地法第5条第1項の 規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。 青木事務局長 議案第3号番号4ついてご説明します。次第8ページ、補足資料58ページから 67ページ、をお願いします。\_\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_ \_\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_、\_\_\_\_です。 \_\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_ す。\_\_\_の\_\_\_は、\_\_\_、\_\_、、\_\_\_、で、地目は\_、\_\_\_は \_\_\_の\_\_\_です。場所でございますが、補足資料 60 ページに位置図が ございますが、 より を で \_\_\_\_\_となります。町の用途地域区分は第\_\_\_\_\_地域で、農地法によ る農地区分は、第 種農地になります。 転用の目的ですが、のは、ではありますが、 \_\_\_でも\_\_\_\_\_などの\_\_\_\_がある\_\_\_\_であります。\_\_\_\_\_の は されており、また や などが 、 の も されていること等により の とし \_\_したいものでございます。\_\_\_\_\_\_は\_\_\_による\_\_\_\_ となります。 それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4 -20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用について は、\_\_\_\_\_が\_\_\_、\_\_\_\_が\_\_\_となります。\_\_\_\_ れております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に (施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可 後から令和 年 月 日までが工事期間となっております。

次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土

地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防 除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号) の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号4については許可できな い場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3 号番号4について担当委員より説明願います。はい、岩井委員。 委 員 議席番号13番の岩井が議案第3号番号4についてを説明いたします。 \_に\_\_と\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_で\_\_\_\_\_ をしました。場所 はにの \_\_\_\_となり、\_\_\_\_\_は を されております。場所はさきほど事務局説明の通りです。 \_\_\_\_\_を\_\_\_\_には<u>\_\_\_</u> \_\_し、\_\_\_\_\_\_が\_\_\_\_となります。\_\_\_\_ はさきほども説明しましたが\_\_\_、\_\_\_ <u>\_\_\_</u>を\_\_\_の となります。 は で には や を ありますが、 \_\_\_する\_\_\_\_\_を行い、\_\_\_ を するとのことで す。\_\_\_\_に\_\_は\_\_\_となります。\_\_\_には\_\_\_\_、 もありません。\_\_\_\_\_など\_\_\_に\_\_\_であります。 、本案件について何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いしま 市村初仁議長 ありがとうございました。成田推進委員、補足説明はございますか。 委 員 ありません。 市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第3号番号4についてご意見のある方はお願いします。 委 なし 員 市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第3号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。 委 挙手 員 市村初仁議長 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号4を原案どおり可 決いたしました。よって、議案第3号番号4は、許可相当として県知事に意見書 を送付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。

### 青木事務局長

事務局より説明をお願いします。

議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。

次第9頁から10項、補足資料は、68頁をお願いします。軽井沢町長より、農業委員会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。

9月の公告分でございますが、新規が 2件、2筆、面積は、5, 715 ㎡、内訳は、田が 3,895 ㎡、畑が 1, 820 ㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第 1 8条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

## 市村初仁議長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の9月公告分について、ご意見のある方はお願いします。

# 委 員 なし

市村初仁議長

よろしいでしょうか。

#### 委 員 なし

### 市村初仁議長

ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定 いたします。

よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画9月公告分について、軽井沢町 長へ、決定意見を送付します。次に6、のその他事項に進みます。

(1) の JA 関係、で土屋会長代理お願いします。

# 十屋会長代理

今月より個々の品目の出荷実績等の説明は省略し、合計のみを申し上げますので詳細は資料にてご確認をお願いします。8月20日現在で数量が285,094ケース、単価が999円、金額が2億8,492万円、前年対比が数量90%、単価108%、金額が97%でまだちょっと前年割れとなっております。野菜の出荷調整ということで、国の緊急需給調整事業がそれぞれの野菜に発令されておりまして、そちらについてレタスについては解除され、これから金額が上がる傾向が見られてきているということ、それからキャベツにおいてもこれから回復してくるのではないかとの見込みがあるので、9月には期待をしたいところです。特記の関係ですが今後の事業として第2回の査定会を予定していたんですけども、コロナの感染状況が良くないということで今回、査定会は中止となりました。

先ほど申し上げましたけれども、国の緊急調整事業ですがレタスについて8月1

日から8月10日、ここには8月1日からということで8月分が掲載されていま すが、実際には7月11日から廃棄事業が開始されていました。白菜については 8月11日から19日、8月21日から31日ということで、現在調整事業が継 続されています。キャベツについても8月21日から31日ということで、今現 在、発動されておりましてキャベツにおいてもこの軽井沢管内での調整廃棄とい うのもちょっと私が知る限りでもないので、聞いた話では15年振りだというこ とは聞きました。実施には希望者ですけれども、圃場の方で廃棄がされておりま す。後出荷状況ですが、レタス類は今現在日量400から500ということで大 玉傾向、一箱10キロですけれども、12玉から14玉ですがこちらが全体で約 75%ほど占めております。他産地では小玉傾向ですが、軽井沢では大玉傾向で あります。キャベツについては8月上旬に出荷が落ち込んだんですけれども、こ こにきてだいぶ持ち直してきて、日量だいたい、4000から5000というこ とです。キャベツについてはここに大玉傾向とは書いてはあるのですが、実際の ところ2L、一箱10キロですが、6玉がだいたい25%、7玉が25%、L、 こちらが8玉ですけれどもだいたい25%、それ以外が25%という割合です。 それとチンゲン菜は学校給食に左右される野菜ですが、学校給食がない間も金額 は保たれていたということで、学校給食が始まり市場からの要望がきているとい うことで今後に期待したいところです。私のほうからは以上です。

市村初仁議長

JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

委員

なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。

市村初仁議長

岡沢補佐

岡沢補佐

別紙「気象テータ・生育状況・農作業事故等資料説明」

市村初仁議長

ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますで しょうか。

委 員

なし

市村初仁議長

なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。

佐藤農林振興係 長 町からは3点ほどありますが、一点目で農作業事故関系ですが、さきほど岡沢 補佐からの説明がありましたので、省略させていただきます。2点目で馬取 の前田地区での産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、いちご栽培を行う計画 でございますが、事業主体より事業は行わなくなった、中止とする連絡がありました。主な理由は栽培に使う水の確保が困難であることや建築確認に係る部分に

困難があったということ、それと昨今の建築資材の高騰により建築費の増加等が予想され、事業計画を断念したとのことです。大変残念ではございますがそのようなことでございますので、ご承知いただければと思います。次に町議会が昨日より再開されておりますが、昨今の肥料、飼料価格高騰に伴う対策といたしまて、国の地方創成臨時交付金、こちらの方を活用させていただきまして、農業者の皆様を支援する事業の実施に向けて補正予算を計上させていただいております。9月議会が中旬位までになりますけれども、内容が決まりましたら皆様にお示しつつ、事業内容の細かい部分をお話させていただいて事業を進めさせていただきたいと思いますので、皆様のお力添えをいただいて周知をしていきますのでよろしくお願いいたします。

市村初仁議長

ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。

委員 なし

市村初仁議長 なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。

青木事務局長 次第11ページをお願いします。 「説明する。」

市村初仁議長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。

委 員 なし

市村初仁議長 その他、全体を通して何かございますか。

委 員 なし

市村初仁議長 それでは、第24期軽井沢町農業委員会第26回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。

14 時 45 分